

【高知県開発審査会提案基準第23号における運用指針】

(令和8年5月版)

高知広域都市計画区域内の3市町（南国市、香美市、いの町）が抱える課題に対応するため、市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合は、高知県開発審査会提案基準第23号に基づき高知県開発審査会（原則、3月、6月、9月、12月の年4回の開催）へ付議し、審査会の議決を経たものは認められることになりました。

高知県開発審査会提案基準第23号

特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合

市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合、次に掲げる各項のいずれにも該当すること。

- 1 当該申請に係る立地区域は、市町長が設定した次のエリア内であること。
 - (1) 高知大学医学部から概ね2 km以内の区域
 - (2)～(6) は、いの町の基準のため省略
 - (7) 四国横断自動車道南国インターチェンジから概ね1 km以内の区域
 - (8) 高知東部自動車道なんこく南インターチェンジから概ね1 km以内かつ~~国道55号及び国道32号道路境界から両側100m~~の区域
 - (9) 高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号道路境界から両側100mの区域（ただし、南国市道下啗内1号線及び南国市道茨西空港線以西とする。）
- 2 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（ほ）項第2号、（り）項第2号若しくは第3号に掲げる用途に供しないこと。
- 3 予定建築物は、市町のまちづくりの方針に沿ったものであり、かつ周辺の土地利用等に照らし支障がない旨の地元市町長の意見書が添付されること。

上記の提案基準第23号における市長の意見書作成時には、市長が設定した特定のエリア内であること、市のまちづくりの方針に沿った建築物であることなど、要件に該当することを確認する必要があり、本運用指針は、その提案基準第23号における市長の意見書作成のための判断基準として用いるものです。

判断基準については次のとおりです。

(中略)

意見書作成時の判断基準

提案基準第23号における市のまちづくりの方針に沿った建築物については、次に掲げる各項のいずれかに該当すること。

6 インターチェンジ周辺エリアにおける製造業、運輸業、または卸売業に該当する建築物

ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

1. 許可対象業種は日本標準産業分類の「大分類E製造業、大分類H運輸業、大分類I卸売業（小売業を除く）」とする。
2. 特定エリアは、高知県開発審査会提案基準第23号（7）～（9）の区域とする。
3. 建築基準法別表第2（る）項に掲げる用途（準工業地域内に建築してはならない建築物）に供しないこと。
4. 用地内に合併処理浄化槽を設置すること。
5. 油分が雨水排水溝等に流入するおそれがある場合は、グリストラップを設置する等、適切な措置を行うこと。
6. 地下水の取水を行う場合は、地域における持続可能な地下水の保全と利用に配慮するとともに、事前に周辺住民等と協議すること。また、その報告書を提出すること。ただし、高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね1km以内かつ国道55号道路境界から100mの区域については地下水の取水を行わないこと。
7. 土地利用計画及び建築物の配置計画は、周辺環境に配慮したものであること。
8. 敷地面積は10,000㎡未満とする。
9. 敷地は幅員5m以上の道路に5m以上接していること。また、旗竿形状の場合、進入路の幅が5m以上であること。
10. 平成29年1月1日以降に土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業による区画整理を施行した農地（土地改良事業計画が決定された農地を含む）を除く。

(以下、略)